

(特別管理)産業廃棄物処理業廃止・変更届 必要書類一覧表【処分業】

必要書類 変更事項	【様式第十一号】廃止・変更届出書(特管は【様式第十七号】)	【様式第五号】新旧対照表(【様式第十一号】で新旧内容が明記できれば省略可)	定款又は寄付行為	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	住民票の写し(本籍地記載)	精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書)	【規則第10面】欠格要件非該当誓約書	・雇用証明書 ・組織図 ・委任状	施設の構造を明らかにする図面	施設の使用権原(所有権)を証する書類	・配置図 ・付近見取図	・公図(字図) ・土地登記事項証明書	許可証の写し
氏名、名称(商号)	○	○	○	○	○ (個人の場合)	○ (個人の場合)							○
住所、本社所在地	○	○		○	○ (個人の場合)								○
事務所所在地	○	○											
事業場所在地	○	○								○ (借地の場合)	○	○	
保管場所の所在地、面積、廃棄物の種類、上限、高さ	○	○							○	○	○	○ (所在地の場合)	
事業の用に供する施設	○	○							○	○	○		
代表者、役員(監査役、相談役、顧問含む)	○	○		○	○ (新任分)	○ (新任分)	○ (新任がある場合)						○ (代表者の場合)
政令使用人	○	○			○ (新任分)	○ (新任分)	○ (新任がある場合)	○ (新任分)					
株主又は出資者(5%以上)	○	○		○ (新法人株主分)	○ (新任分)	○ (新任分)	○ (新任がある場合)						
取り扱う廃棄物の種類の減少	○	○											○
業の廃止	○												原本返納

・廃止・変更の日から10日以内に許可申請を行った**保健所**に届け出てください。(郵送可。**郵送の場合は返信用封筒を同封してください**)

(※ 許可を受けた者が法人のとき、法人の登記事項証明書の添付が必要な変更届出については、変更の日から30日以内に保健所に届出)

・代表者の変更等による許可証の書き換え、紛失による再交付が必要な場合は保健所(部)ご相談ください。

・公的機関から取得する書類は直近3ヶ月以内のものをご提出ください。

・**必要部数3部**(①正本(提出)②副本(提出)③副本(申請者控)、副本の取得証明書類は複写添付可)

・同時に2つ以上の申請書等を提出する場合、それらに添付すべき書類の内容が同じであるときは、1つの申請書等に添付し、他の申請書等には省略する添付書類の**一覧表を添付**することで、**添付を省略**することができます。

<注意: 変更許可申請が必要な変更> ①取り扱う産業廃棄物の種類、品目の追加 ②処分方法の追加